

別表十七（三の四） 付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の8第7項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の92第7項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額1」は、平成21年改正前の措置法（以下「平成21年旧措置法」といいます。）第66条の6第1項《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》に規定する特定外国子会社等の平成21年4月1日前に開始した事業年度に係る平成21年旧措置法第66条の8第1項《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》に規定する課税対象留保金額若しくは課税済留保金額又は平成21年旧措置法第68条の92第1項《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》に規定する個別課税対象留保金額若しくは個別課税済留保金額のうちに、平成21年改正法附則第44条第4項《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置》の規定により平成22年改正前の措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第66条の8第3項《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》に規定する特定課税対象金額とみなされる金額（平成22年改正法附則第90条第9項《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置》の規定により措置法第66条の8第11項第2号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、当該金額を控除した金

額）又は平成21年改正法附則第59条第4項《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置》の規定により平成22年旧措置法第68条の92第3項《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》に規定する特定個別課税対象金額とみなされる金額（平成22年改正法附則第119条第9項《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置》の規定により措置法第68条の92第11項第2号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）がある場合にあっては、当該特定課税対象金額とみなされる金額又は当該特定個別課税対象金額とみなされる金額を記載します。

- 3 「外国法人に係る請求権勘案直接保有株式等の移転割合2」は、措置法令第39条の19第6項各号《特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等》に規定する割合又は同令第39条の119第6項各号《特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額の計算等》に規定する割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

- 4 内国法人が措置法第66条の9の4第6項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》において準用する同法第66条の8第7項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の4第6項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》において準用する同法第68条の92第7項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。